

# 仕 様 書

## 1 業務名

鴨池公園水泳プール緊急遮断弁更新業務

## 2 業務の目的

鴨池公園水泳プールに設置している受水槽用緊急遮断弁及びその制御盤については、老朽化が進行していることから、正常な機能の維持及び安全な施設運営の確保を図るため、既設機器を撤去し、新たな機器へ更新することを目的とする。

## 3 履行期限

契約書締結日から令和9年2月26日まで

## 4 設置場所

鹿児島市鴨池二丁目31番3号

鴨池公園水泳プール 地下1階 機械室

## 5 既存機器の仕様

### (1) 緊急遮断弁

メーカー	株式会社ブリヂストン
機 種	スーパーしゃだん弁
口 径	100A
数 量	2台
弁 形 式	電動式バタフライ弁

※ 既存機器と同等以上の性能を有し、関係 JIS 規格に適合すること。また、緊急遮断弁として必要な機能（地震時自動閉、停電時動作、手動操作、非常用電源等）を満足すること。

※ 参考機種：東洋バルヴ株式会社 10ALM-N-MXDUCE

### (2) 緊急遮断弁制御盤

メーカー	株式会社ブリヂストン
機 種	スーパーしゃだん弁
型 式	SYA-7121-K（遮断弁 2台制御、AC200V仕様）
数 量	1台

※ 既存機器と同等以上の性能を有し、関係 JIS 等に適合すること。あわせて、緊急遮断弁制御盤として必要な機能（感震器作動時の自動遮断、停電時の安全動作、非常用電源（バッテリー）によるバックアップ、外部復帰、各弁の状態出力およびポンプ連動等）を満足すること。

※ 参考機種：東洋バルヴ株式会社 ECB-2C-K2

## 6 業務内容

- (1) 現地調査
- (2) 既設機器の撤去及び処分
- (3) 新設機器の設置
- (4) 試運転及び調整等
- (5) その他必要な業務

## 7 現場調査及び事前協議

- (1) 契約締結後、速やかに本仕様書に基づき、設置状況等について現地調査を実施すること。現場に相違がある場合は、市の施設担当者へ速やかに報告し、その対応について協議すること。
- (2) 現地調査後、施設関係担当者（市の施設担当者、施設長、設備担当者）とスケジュール等について協議し、工程表及び体制表等を提出のうえ、市の承諾を得ること。作業期間中に休止が必要となる場合は、施設関係担当者と休止期間を共有し、作業期間を決定すること。また、スケジュールや体制表等に変更が生じた場合は、協議のうえ承諾を得て変更すること。

## 8 既設機器の撤去及び処分

- (1) 構造上の安全を確認したうえで、既設機器を撤去すること。
- (2) 撤去した機器等は、関係法令に基づき受注者の責任で適切に処分し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。なお、提出は契約期間後でも差し支えない。

## 9 新設機器の設置

- (1) 受注者は、機器の設置に関する関係法令を遵守し、円滑な作業の進捗を図ること。また、関係法令の適用・運用は、受注者の責任において行うこと。
- (2) 施工にあたっては、安全管理及び現場管理を徹底し、事故等が発生しないように行うこと。万一、事故等が発生した場合は、消防機関等への連絡とともに、市の施設担当者へ速やかに報告すること。また、既存建物や物品等に損害を与えた場合は、報告後速やかに復旧することとし、その費用についても受注者の負担とする。
- (3) 新設機器のメーカーや機種を選定に伴い、資機材や労務が増加する場合は、受注者の負担とする。また、施工に関して、関係機関等への必要な申請がある場合は、受注者が行い、その費用についても受注者の負担とする。
- (4) 設置に伴い、必要となる電気配線、配管、制御等の接続、切回し、改修・調整は本業務に含めること。
- (5) 設置に関しては、本仕様書等に基づき行うものとし、記載がない事項については「国土交通省公共建築工事標準仕様書」及び「国土交通省公共建築改修工事標準仕様書」（機械設備工事編・電気設備工事編）の最新版に準拠すること。

## 10 試運転及び調整等

設置完了後、施設設備担当者立会いのもと試運転および調整を行い、操作説明を実施するこ

と。指示事項があった場合は速やかに手直しし、発注者へ報告すること。

## 11 業務完了報告書の提出

業務完了後、作業状況や試運転結果等を記した業務完了報告書及び取扱説明書等を市に提出すること。

### 【提出部数】

- ① 電磁的記録媒体（DVD-R 等） 2部
- ② 紙媒体 2部

## 12 遵守事項

### (1) 一般的事項

- ① 受注者は、作業にあたり、関係法令を厳守すること。
- ② 受注者は、人身事故、災害又は、第三者に損害を与える事故が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに、事故発生原因、経過及び事故による被害の内容等を遅滞なく発注者へ報告すること。もし、第三者又は従事者に損害が生じた場合は、受注者負担によりこれを保障すること。
- ③ 受注者は、作業現場に安全管理者を配置し、巡視、点検を行い、安全確保に努めること。
- ④ 受注者は、仕様書に疑義が生じた場合は、必ず発注者と協議し、その指示に従うこと。また、仕様書に明記がなくとも履行上必要と認められる事項は、発注者の指示を受け、受注者負担で実施すること。

### (2) 業務関係事項

- ① 上記3に示す履行期限までに全ての業務を終了すること。
- ② 本業務の履行において、建物等に損傷等を与えないよう留意し、損傷等を与えた場合は、速やかに発注者へ報告し、原形に復旧すること。
- ③ 施工に関して、関係機関等への申請等が必要な場合は、受注者が行い、その費用についても受注者の負担とする。
- ④ 作業準備等のために施設内に入出入りする際は、施設担当者にあらかじめ申し出ることとし、連絡体制を密にするほか、退出時には現場の整理整頓を徹底すること。

### (3) その他事項

- ① 発注者から業務に関する資料等の提出を求められた場合は、これに応じること。

## 13 瑕疵（不具合）発生時の取扱い

- (1) 契約期間終了日の翌日から12か月間を瑕疵担保期間とし、受注者の責に帰す不具合が発生した場合、受注者は無償で速やかに補修又は交換を行うこと。
- (2) 市又は施設からの連絡を受けた際は、24時間以内に一次対応し、必要に応じ現地確認を行うこと。
- (3) 補修後は試運転を実施し、その結果を報告書として市へ提出すること。
- (4) 天災・施設の不適切な操作等による不具合は、対象外とする。

14 その他

- (1) 本仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議し定める。
- (2) 協議を行った場合は、協議録を作成し、市へ提出すること。

15 連絡先

鹿児島市観光交流局スポーツ課

振興係 担当：米山

電話 099-808-7504